

「解放令」 - 社会問題としての部落問題の成立 -

1 目 標

- (1) 「解放令」の歴史的意義を理解する。
- (2) 「解放令」以降、社会問題としての部落問題が成立したことを理解する。
- (3) 差別が厳しくなるなかで、その不合理を訴えた中江兆民の生き方に学ぶ。

2 展 開

| 主な学習活動 | 留 意 点 |
|---|--|
| <p>1 「解放令」の内容と意義を知る。</p> <p>「解放令」の意義を考え、話し合う。</p> <p>2 後の部落解放運動において、「解放令」を抛り所に、被差別部落の人々が立ち上がっていったことを理解する。</p> <p>3 資料3をもとに、「解放令」以降、なぜ被差別部落が困窮化していったのかを話し合う。</p> | <p>資料1 解放令「太政官布告」(P20) 内容を簡単に説明する。 「解放令」の歴史的意義を説明する。 (1)差別の法的根拠がなくなった。 (2)「解放令」以降の部落差別は、法制的・制度的な差別ではなく、社会的に創られた差別となった。 (3)今まで共同体社会から制限され、排除されてきたが、参加できるようになった。 (4)法的根拠によって身分差別が強制され、身分と職業が結びつき固定化されていたが、身分と役負担が結びついていた封建社会が終わった。</p> <p>資料2 高松差別裁判闘争のポスター (P121)・(巻末資料22) 資料について説明し、「解放令」を抛り所に、後の水平社運動など部落解放の動きにつながっていったことを理解させる。</p> <p>資料3 京都のある被差別部落の困窮化(P121) (1)地租改正により、都市の被差別部落で富裕層の流出と生活困窮層の流入がおき、被差別部落がスラム化していった。 (2)官営工場の設立などによって、被差別部落固有の産業が衰退していった。 (3)「松方デフレ政策」(急激な増税・緊縮財政)が、被差別部落の貧困化に拍車をかける。 以上のことを説明する。 明治政府の諸政策が被差別部落の困窮化や生活の低実態を招き、その中で貧困・不衛生などの被差別部落に対する新たな偏見が付与され、社会問題としての部落問題が成立したことを理解させる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>4 「解放令」以降、差別が激しくなっていくなかで、その不合理性に気づき、訴えた中江兆民の生き様を学ぶ。</p> | <p>資料4 中江兆民の部落解放理論(P122) 「新民世界」は、近代以降、最初の部落解放理論とされ、その独自の平等論は、従来の封建的な解放理論とは比べものにならない質の高さを持っていたことを説明する。</p> |
| <p>5 兆民の考え方や生きざまについて。感じたことや気づいたことを話し合う。</p> | <p>資料5 中江兆民の人間同等観(P122) グループに分かれ、自分自身の考えや感じたことを出し合う。</p> |

松方デフレ政策

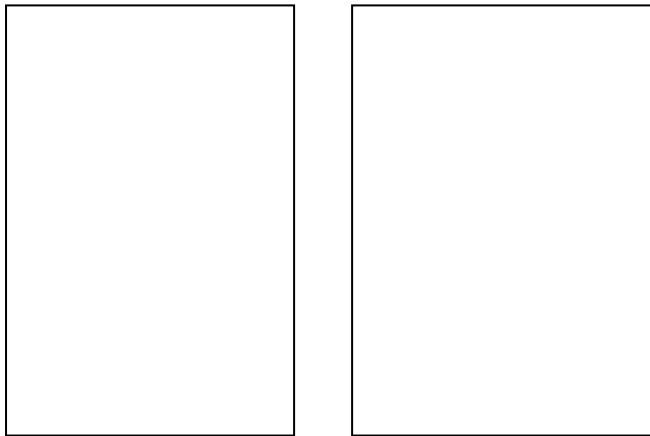
1877年(明治10)2月、西南戦争の開戦とともに、政府はその戦費をまかなうために、当時の国立銀行から1,500万円という大量の銀行券(今日でいう紙幣)を借入れ、自らも2,700万円の政府紙幣を発行した。この結果、国内に出回る紙幣が1年で40%も増え、激しいインフレーションが起り、物価が高騰して庶民の生活を直撃し、社会不安が高まった。

そこで、1881年(明治14)10月、大蔵卿に就任した松方正義は、当時全国に153行もあった国立銀行の紙幣発行を停止し、翌年、日本銀行を設立して、これに紙幣発行権を集中し、通貨制度の統一をはかった。そして、インフレの元凶になった各国立銀行紙幣を廃棄しつつ、統一紙幣としての日銀券を新たに発行していったが、その際、通貨の市中流通量を減少させ、物価の下落を旨とするデフレーション政策をとったので、これを「松方デフレ政策」と呼ぶのである。

この結果、諸物価は急落し、小規模な生産業者と流通業者を直撃した。それは、農村においては零細農家であり、都市においては小資本の商工業者であった。部落産業においても例外ではなく、江戸時代中期以降に成長してきた履物業がこのあおりを受け壊滅的な打撃を受ける。「松方デフレ政策」は、履物業以外の部落産業にも打撃を与え、被差別部落の人々に生活の悪化と窮乏を強いることとなった。

<http://web.kyoto-net.or.jp/org/yanagin/TimeofYBank3.html>(「柳原銀行とその時代」)をもとに作成

資料2 高松差別裁判糾弾闘争のポスター (巻末資料22にカラー掲載)



全国部落代表者会議への参加呼びかけポスター
福岡県人権研究所蔵

全国部落代表者会議への参加を呼びかけるポスター。「差別判決を取り消せ！ 然らば解放令を取消せ！」のローガンは井元麟之の提案であった。開催日を「解放令」発布の日に合わせたのも、差別か、解放かという国の部落問題への姿勢を厳しく問う意図が込められていた。

部落解放同盟中央本部編 「写真記録全国水平社」
2002 解放出版

高松差別裁判糾弾闘争

香川県鷺田村馬場の青年が、部落民であることを告げずに結婚したことを結婚誘拐罪に問われるという事件がおこった。1933年5月25日、高松地方裁判所での初公判で白水勝起検事は、「特殊部落民でありながら自己の身分を秘し」という差別論告をおこない、6月3日の1審で有罪判決が下された。この高松差別裁判に対して全国水平社は各地で差別裁判糾弾の闘いを展開した。

部落解放同盟中央本部編 「写真記録全国水平社」 2002 解放出版

資料3 京都のある被差別部落の困窮化

| | |
|------------------|------------------------|
| 幕 末 | 皮革業を営み、はきもの類を製造販売して生活。 |
| 1865年～ 1874年頃 | 商売は繁盛し、生活も豊かである。 |
| 1881年頃 | 衰退がはじまる。 |
| 1885年頃 | 極度の貧困におちいる |

1885年当時の京都のある被差別部落

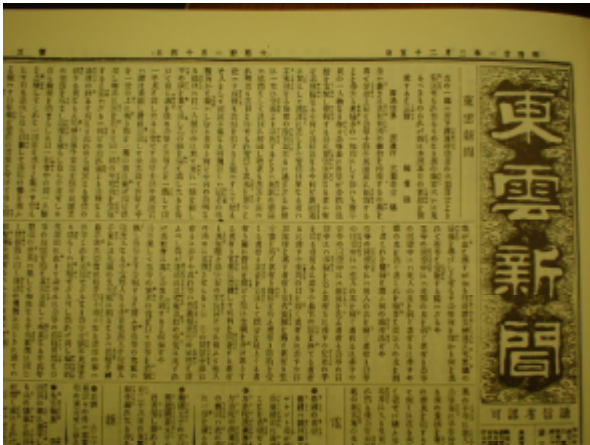
戸数1161戸のうち、困窮のもの749戸

400戸...わずかに残った衣類などを売って生活

349戸...売るものなく餓死寸前

稲垣有一・寺木伸明・中尾健次 「部落史をどう教えるか 第2版」 1993 解放出版

資料4 中江兆民の部落解放理論



東雲新聞 明治21年2月25日

新民世界 渡辺村大円居士
私は、世界の最下層のさらに下の層に属する者であり、むかしはあなたがたからケガラわしいものとされた人間である。

私たちの仲間には、死んだ獣の皮をはぐ者がある。あなたがたの仲間には、死人の皮をはぐ者があるではないか。獣の皮をはぐ者を軽蔑し、人の皮をはぐ者を「医者」として敬うのはどういうリクツであろうか。

あなたがたは、平等主義を主張して、あなたがたの上にいる貴族を喜ばないのに、あなたがたの足もとにいる部落の人々を敬うことを知らない。平等主義の中身は、いったいどこにあるのか。

「東雲新聞」1888年2月25日

稲垣有一・寺木伸明・中尾健次 「部落史をどう教えるか 第2版」
1993 解放出版

資料5 中江兆民の人間同等観



高知市立自由民権記念館蔵

保安条例で東京から追放処分となり、大阪に赴いて同志と始めた『東雲新聞』（1888年1月15日創刊）は、創刊1か月後に「新民世界」と題する論説を掲げた。「渡辺村 大円居士」の寄書という体裁をとっていたが、筆者は中江である。渡辺村は、大阪にあった被差別部落地域の通称であった。この論説は、新民（明治政府の身分廃止により、旧武士を士族、農工商一般を平民と称し、被差別民は新しく平民となったので新平民と呼ばれた）の立場から人間の同等を主張したもので、社会の最下層の立場に徹底してこそ、他に優越せず、他を差別せず、もっとも自由な精神を持つことが可能となるとし、差別性は、被差別者の側に由来や理由があるのではなく、差別者側（制度・習慣・意識）に問題があると指摘したのである。

松永昌三 「福沢諭吉と中江兆民」 2001 中公新書